

# 令和2年度 静岡労働局の重点施策



<b>令和2年度静岡労働局の最重点施策</b>	<b>P.1</b>
<b>働き方改革の推進による誰もが働きやすい職場づくり</b>	<b>P.2</b>
<b>多様な人材の活躍促進による総合的な人材確保対策</b>	<b>P.5</b>
<b>女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進</b>	<b>P.8</b>
<b>労働保険適用徴収業務の適正な運営</b>	<b>P.10</b>

# 令和2年度 静岡労働局の最重点施策

## 1 働き方改革の推進による誰もが働きやすい職場づくり

平成30年に成立した働き方改革関連法については、所要の周知期間を経て順次施行されており、県内事業者においては、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）等への対応が求められています。

県内事業者における働き方改革を着実に推進するため、引き続き、業務の進め方の見直しや労働時間の短縮につながるような中小企業・小規模事業者に寄り添った相談・支援に取り組むとともに、長時間労働の是正、最低賃金・賃金引き上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境を整備します。

## 2 多様な人材の活躍促進による総合的な人材確保対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、幅広い業種において事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じていますが、その場合でも雇用が維持され、生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置、特別労働相談窓口の設置による支援等を実施します。今後についても、感染症の影響による雇用への状況を注視しつつ、迅速な対応を図ります。

他方、少子高齢化、人口減少が進む中で経済の活力の維持・向上を図るためには、多様な人材が活躍できる就業環境を整備することが重要であり、加えて人材不足が続く中、より多くの人々が意欲や能力に応じ、社会の担い手として活躍できるよう取組を進める必要があります。そのため、65歳超の継続雇用延長に向けた環境整備、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援を行うとともに、人材不足が顕著な医療、福祉、運輸、建設、警備分野の企業に対しては、県内ハローワークの「人材確保対策（支援）コーナー」において求人充足へのマッチング支援等を実施します。

## 3 女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進

企業における女性活躍推進の取組を一層進めるため、行動計画の策定義務等の対象拡大や情報公表の強化、プラチナえるぼし認定の創設等を内容とする改正女性活躍推進法の周知や、えるぼし・プラチナえるぼし認定の取得促進の取組を行います。

併せて、男女問わず全ての労働者が仕事と生活を両立しながらキャリア形成を進められるよう、育児・介護休業法の履行確保及び看護休暇・介護休暇の時間取得を可能とする改正内容の周知や、くるみん・プラチなくるみん認定の取得促進の取組を行います。

また、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進するため、新たに事業主に義務付けられたパワーハラスメントの防止措置、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の履行確保を図ります。

# 働き方改革の推進による誰もが働きやすい職場づくり

## 1. 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

### (1) 長時間労働の是正

#### ① 中小企業・小規模事業者等に対する支援

令和2年4月1日から中小企業・小規模事業者に対しても、時間外労働の上限規制が適用されることなどから、働き方改革関連法をはじめとした法令や労務管理について、「静岡働き方改革推進支援センター」による相談支援、労働基準監督署とハローワークが一体となり開催する「働き方改革セミナー」、さらに監督署の「労働時間相談・支援班」による訪問支援など、きめ細やかな相談・支援等を行います。

また、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発に取り組み、社会全体の機運の醸成を図ります。



#### ② 長時間労働の是正に向けた立入調査の徹底等

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する立入調査を引き続き実施します。

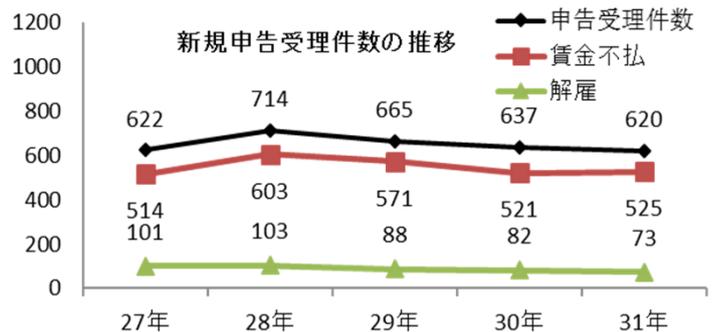


### (2) 労働条件確保・改善

#### ① 法定労働条件の確保等

引き続き労働基準法等の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理や賃金不払残業の是正の指導を行います。



#### ② 外国人労働者の適正な労働条件確保

外国人を雇用する事業場においては労使トラブルが認められる事案も多いことから、外国人労働者であっても適正な法定労働条件の確保を図ります。

また、「外国人労働者相談コーナー(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)」で外国人労働者からの労働相談に丁寧に対応するとともに、外国人労働者が必要な労災請求を適切に行えるよう外国語パンフレット等を活用して、制度の周知を図ります。

#### ③ 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の改定について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県内に幅広く周知し、履行確保を図るとともに、問題があると考えられる業種等を重点に監督指導等を行います。

最低賃金の種類		金額(時間額)	引上げ額	効力発生日
静岡県最低賃金		885円	27円	令和元年10月4日
特定(産業別)最低賃金	タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	897円	18円	令和元年12月21日
	鉄鋼、非鉄金属製造業	935円	19円	
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	950円	20円	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	19円	
最低賃金	各種商品小売業	886円	20円	

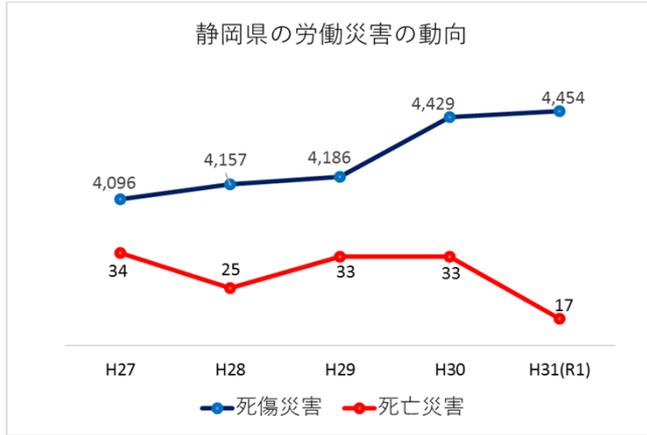
#### ④ 「労災かくし」の排除

重大な犯罪である「労災かくし」を排除するため、引き続き、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

# 働き方改革の推進による誰もが働きやすい職場づくり

## (3) 労働者の安全と健康の確保

「第13次労働災害防止推進計画」の目標達成に向けて、業種ごとの対策、転倒や腰痛、熱中症、石綿ばく露といった危険の態様に応じた対策、高年齢労働者や外国人労働者の増加といった就業構造の変化を踏まえた対策、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等に的確に取り組めます。

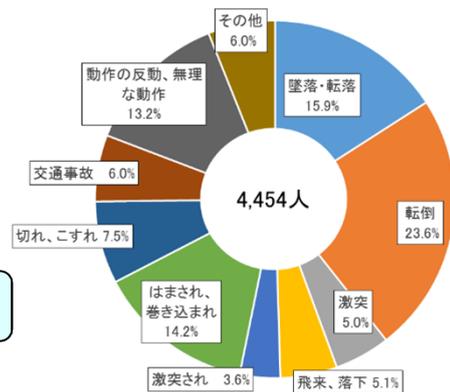


【13次防目標】・死傷者数 令和4年に 3,976人以下 (平成29年の5%減)  
・死亡者数 5年間 127人以下 (12次防150人の15%減)

STOP! 転倒災害  
「静岡労働局ぬかづけ運動」



平成31年(令和元年) 事故の型別労働災害発生状況



## (4) 迅速かつ公正な労災保険の給付

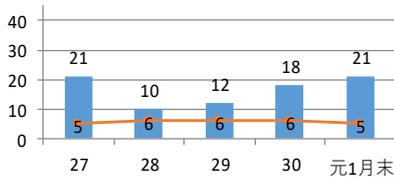
○ 脳・心臓疾患事案、精神障害事案(「過労死等事案」)及び石綿関連疾患事案に係る迅速・適正な処理

社会的関心が高い過労死等事案及び石綿関連疾患事案の事務処理に当たっては、認定基準等に基づき、事案の論点に応じた的確な調査計画の策定や事実認定を行い、迅速・適正な事務処理に努めます。

労災新規受給者数の推移

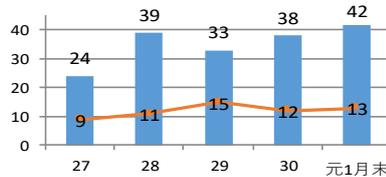


【脳・心臓疾患】

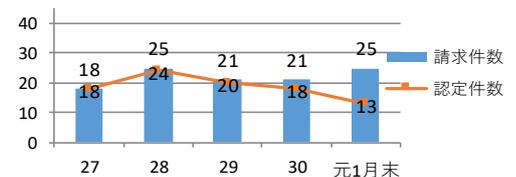


請求・認定件数の推移

【精神障害】



【石綿関連疾患】



※令和元年度1月末の数値は速報値。認定件数は当該年度以前に請求されたものを含む。

## 2. 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進

### (1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、業務改善助成金の活用、「静岡働き方改革推進支援センター」による相談等支援事業について、周知を積極的に行い、円滑な実施を図ってまいります。

### (2) 生産性向上人材育成支援センターの活用促進

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「高障機構」といいます。)が設置する「生産性向上人材育成支援センター」と連携し、生産性向上支援訓練やセミナー等の積極的な周知・広報を行い、活用を促進します。

# 働き方改革の推進による誰もが働きやすい職場づくり

## 3. 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

### (1) パートタイム・有期雇用労働法の施行への対応

パートタイム・有期雇用労働法は、令和2年4月より大企業を対象に施行されることから、年間を通じた報告徴収及び周知を行い、法の適正な履行確保を図ります。

また、令和3年4月より同法が適用される中小企業に対しては、法の円滑な施行に向け、説明会、各種会議、企業訪問等、あらゆる機会を通じて、改正法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」等の周知徹底を図ります。



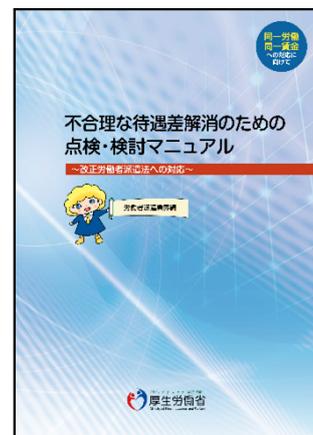
パートタイム労働法の改正等説明会

### (2) 改正労働者派遣法の施行へ対応等

平成27年及び平成30年改正労働者派遣法については、説明会の開催や事業所訪問時等、あらゆる機会を通じて、派遣元及び派遣先へのさらなる周知に努め、適正な運営の確保を図ります。

また、いわゆる同一労働同一賃金の確実な導入に向け、「特別相談窓口」において、事業主及び派遣労働者がいつでも相談できる体制を確保するとともに、専門家派遣による就業規則の見直しや労使協定の作成等の支援を行います。

偽装請負対策については、労働者等からの情報提供のほか、定期指導など、あらゆる機会を通じて情報の把握に努め、偽装請負が判明した場合は、速やかに是正指導を行います。



## 4. 治療と仕事の両立支援

平成29年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、疾病を抱える労働者が治療を行いながら仕事を継続できる環境を整備する必要があることから、「静岡県地域両立支援推進チーム」を中心に、関係者間の連携・横断的な活動に取り組みます。

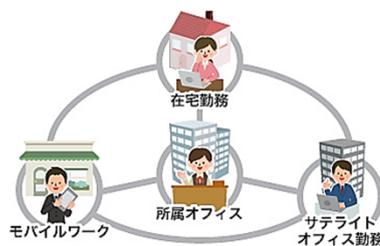
また、長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者については、県内の拠点となるハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等と連携の下、出張による職業相談などの支援を行います。



## 5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備等

### (1) 雇用型テレワークの普及促進

「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」について、様々な機会を通じて周知を図ります。



テレワーク総合ポータルサイト  
<https://telework.mhlw.go.jp/>

### (2) 副業・兼業の促進に向けた環境の整備について

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改訂版就業規則について、様々な機会を通じて周知を図ります。

## 1. 新型コロナウイルス感染症に関する雇用・労働への対応

### (1) 事業活動の縮小や雇用への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の縮小に対応し、その場合でも雇用が維持され、生活の安定が保たれるよう雇用調整助成金の特例措置による支援を実施します。

また、労働局、浜松労働基準監督署及びハローワーク浜松に特別労働相談窓口を開設し、事業主等から休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付けます。

### (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題等への対応

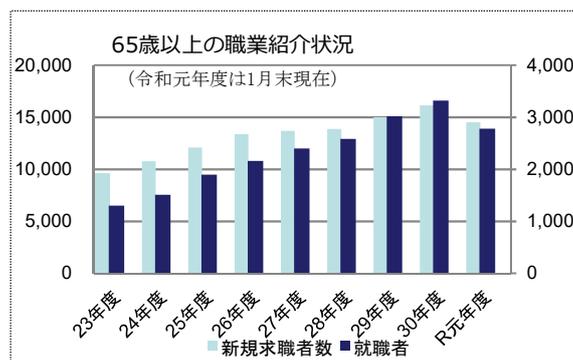
小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者が休みを取りやすい環境を整備するため、小学校等に通う子の保護者である労働者に有給の休暇を取得させた企業に対する助成等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワークを強力に推進するため、「時間外労働等改善助成金(テレワークコース)」について、特例コースを新たに設け、感染症予防対策として新たにテレワークコースを導入した中小事業主に対し、取組に要した費用を助成します。

## 2. 高齢者の就労・社会参加の促進

### (1) ハローワークの生涯現役支援窓口における マッチング支援の充実

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内11か所のハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、求人開拓から定着支援までを一貫してチームで行うチーム支援の実施等により高齢者の多様なニーズを踏まえたきめ細かな職業相談・紹介を実施します。



### (2) 65歳超の継続雇用延長等に向けた環境整備

65歳までの雇用確保措置を講じていない企業に対する事業主への指導を確実に実施するとともに、65歳を超える定年引き上げや65歳を超える継続雇用制度に対する助成措置等を活用した継続雇用延長に向けた環境整備を図ります。また、令和3年4月の施行が予定されている70歳までの就業機会の確保を努力義務とする高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正内容に関して事業主への周知・啓発に取り組めます。



## 3. 人材確保の総合的な推進等

福祉分野のほか、建設業、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、県内すべてのハローワークに設置した「人材確保対策(支援)コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援を実施します。

具体的には、県内ハローワークにおいて、人材が不足している企業に対して、求人充足へのマッチング支援、各種助成金の活用支援、企業情報収集、魅力ある求人票の作成支援を実施するとともに、業界団体と連携した「ミニ面接会」・「施設見学会」・「業界セミナー」を開催し、未経験者等をも対象に各業界の仕事の理解を図ります。

静岡県や各業界団体と連携しつつ、求人者や求職者の個々のニーズを把握して、人材確保の総合的な支援を実施します。



業界団体によるセミナー＆ミニ面接会

## 4. 就職氷河期世代活躍支援プラン

### (1) ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況に対応するため、ハローワーク静岡・浜松に「就職氷河期世代専門窓口」を設置します。

その上で、専門担当者によるチームを結成し、個別支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計相談、能力開発施策へのあっせん、求人開拓、就職後の定着支援まで一貫した支援等を実施するとともに、就職氷河期世代に限定した求人や就職氷河期世代の応募を歓迎する求人を積極的に確保することにより、就職氷河期世代の方々に対する総合的な支援を実施します。

### (2) 地域ごとのプラットフォームの形成・活用について

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む機運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用します。

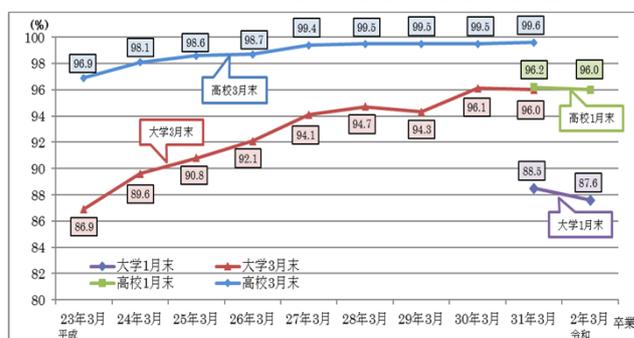
## 5. 若者に対する就労支援

「新卒応援ハローワーク」では、新卒及び既卒おおむね3年以内を対象に、担当者制によるきめ細かな個別支援、就職後の定着支援等を行い、特にコミュニケーションに課題をかかえる者に対しては心理的サポートを含めた総合的な支援を実施します。併せて、「合同企業説明会」及び「合同就職面接会」を開催し、県外在住者を含む学生等に対する就職支援及び地元企業の魅力を情報発信します。

また、「わかものハローワーク」では、担当者制による個別相談や正社員就職に向けたセミナー等の各種支援、就職後の定着支援等の実施など、正社員就職促進に向けた一貫したきめ細かな就職支援を実施します。

若者の採用と育成に積極的で、雇用管理の状況が優良である企業を認定する「ユースエール認定企業制度」の普及拡大に取り組みます。

令和2年3月 高校・大学卒業予定者 就職内定率推移



ユースエール認定企業マーク

## 6. 障害者の就職促進

### (1) 障害者雇用率達成指導の実施等

法定雇用率未達成企業に対しては、各ハローワークで重点指導対象企業選定し、訪問による計画的な指導を実施するとともに、提案型の達成指導を実施します。また、法定雇用率が未達成な公的機関に対しては訪問指導を実施します。

### (2) 中小企業を中心とした障害者雇入れ支援等の実施

中小企業を中心に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して採用から職場定着まで一貫したチーム支援を実施し、障害者雇入れの支援を実施するとともに、障害者雇用に優良な中小企業に対する認定制度の周知を行います。

### (3) 障害特性に応じた就労支援の実施

ハローワークの専門窓口において求職者の障害種類・程度や多様な障害特性に応じたきめ細かな職業相談、紹介、職場定着指導を実施します。また、障害者雇用促進法に基づく雇用の分野における差別禁止及び合理的配慮の提供義務制度の周知・啓発を引き続き行います。



精神・発達障害者しごとサポーターシンボルマーク

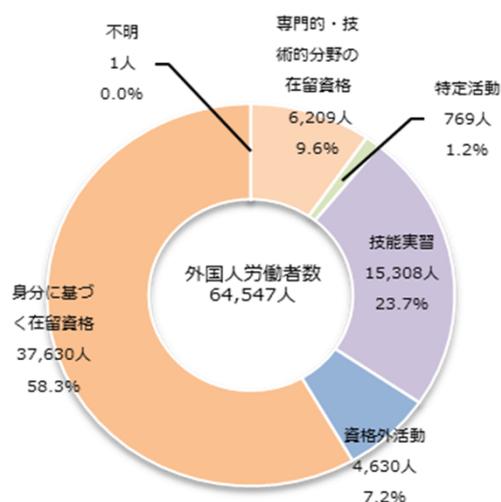
## 7. 外国人材の受入れの環境整備

「身分に基づく在留資格」等の在留資格により増加する外国人労働者の地域における安定した就労を促進するため、事業主向け雇用管理セミナーを開催するとともに、雇用管理改善に向けた相談・指導等を充実します。

また、ハローワークの窓口においては、外国語通訳の配置及び多言語コンタクトセンター（電話通訳）の活用により、多国籍化が進む外国人求職者との相談業務に対応します。併せて、日本語コミュニケーション能力等が不足する定住外国人求職者については、「外国人就労・定着支援研修」を行い、きめ細かな就職支援を行います。

外国人技能実習生については、関係機関と連携し、技能実習の適正な実施、技能実習生の保護に取り組みます。

外国人雇用状況届出状況  
(令和元年10月末現在)



## 8. 生活保護受給者等の就労支援

地方自治体への常設窓口の設置や福祉事務所への巡回指導等によりハローワークが地方自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援を的確に実施するとともに、就職後の職場定着支援を確実に実施します。

また、ハローワークが矯正施設や保護観察所等と連携し、矯正施設への巡回による支援や保護観察対象者等に対するチーム支援を実施するなど、刑務所出所者等の就労支援の充実を図ります。

## 9. 高齢期も見据えたキャリア形成支援の促進、技能を尊重する機運の醸成

静岡県や(独)高障求機構静岡支部と連携し、地域における求職者のニーズに対応した訓練コースの設定を図り、キャリア形成のためにハロートレーニング(※)が有効な手段であると考えられる求職者に対して積極的な受講勧奨を行います。

※ハロートレーニングとは、「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」の総称です。

また、ハロートレーニング、生産性向上人材育成支援センター等で実施する在職者訓練などの制度の積極的なPRに取り組みます。

加えて、キャリアプランの再設計や企業の取組を支援する拠点として、「キャリア形成サポートセンター」を設置し、キャリアプランニングや能力証明のツールであるジョブ・カードの普及促進を図り、技能を尊重する機運の醸成に努めます。



**ハロートレーニング**  
— 急がば学べ —

ハロートレーニング 受講者数の推移				
	求職者支援訓練	公共職業訓練(離職者訓練)		
		合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	静岡県
平成29年度	300	1,774	642	1,132
平成30年度	289	1,845	582	1,263
* 令和元年度	230	1,460	462	998

※令和元年度は12月開講までの数値

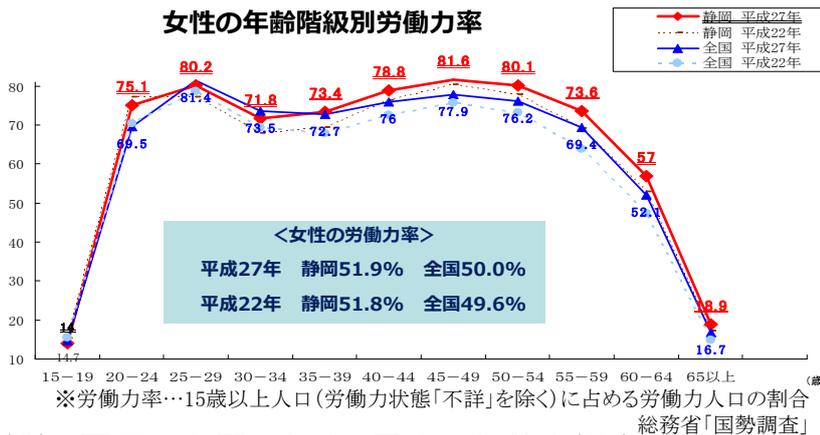
## 1. 女性の活躍推進等

### (1) 女性活躍推進法の履行確保等

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化等を内容とした改正女性活躍推進法の円滑な施行に向け、あらゆる機会を通じて周知を図ります。

また、行動計画の策定・届出等が義務付けられている常時雇用する労働者が301人以上の企業について、履行確保を図るとともに、努力義務企業(常時雇用する労働者が101人以上)の取組の促進を図ります。

さらに、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣が認定する「えるぼし」や新たに創設された「プラチナえるぼし」認定の取得促進を図ります。



### (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

募集・採用、配置・昇進等において、性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の周知を行うとともに、違反企業に対しては行政指導を行います。

## 2. 仕事と家庭生活の両立支援の推進

### (1) 育児・介護休業法の確実な周知及び履行確保等

子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を可能とする改正が令和3年1月1日から施行されます。改正内容も含めた法に基づく両立支援制度について、周知を図るとともに、育児・介護休業法の着実な定着に向け、育児休業等制度の規定が未整備等の事業所に対して、履行確保のため必要な指導等を行います。

また、助成金の支給等の支援、周知・啓発を通じ、男性の育休取得促進や介護離職防止など事業主の両立支援への取組を促し、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境の整備を図ります。



次世代認定マーク「プラチナくるみん」

### (2) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく取組の履行を確保するとともに、子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する「くるみん」・「プラチナくるみん」の取得によるメリットを積極的に周知し、引き続き認定取得促進を行います。

また、努力義務企業(常用雇用する労働者100人以下)に対して一般事業主行動計画の策定を促すとともに、義務企業(常用雇用する労働者101人以上)における未届出企業に対して、督促指導等により完全実施を図ります。



くるみん・プラチナくるみん合同認定授与式

### (3) 女性のライフステージに対応した活躍支援

出産や子育て中の方への再就職支援については、「マザーズハローワーク(コーナー)」において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うほか、地方公共団体等と連携し情報提供等を実施します。

### 3. 総合的なハラスメント対策の推進

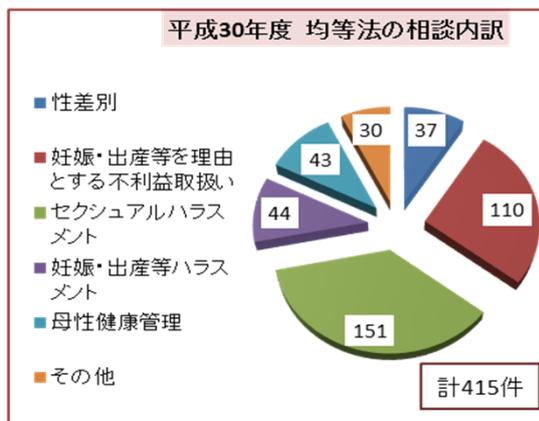
#### (1) 職場におけるハラスメント対策の集中実施

労働施策総合推進法が改正され、事業主に、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置(※)が義務付けられることから、改正法の円滑な施行のため、事業主向けの説明会の開催を始めとするあらゆる機会を通じて、改正法や指針の内容等の周知を図ります。

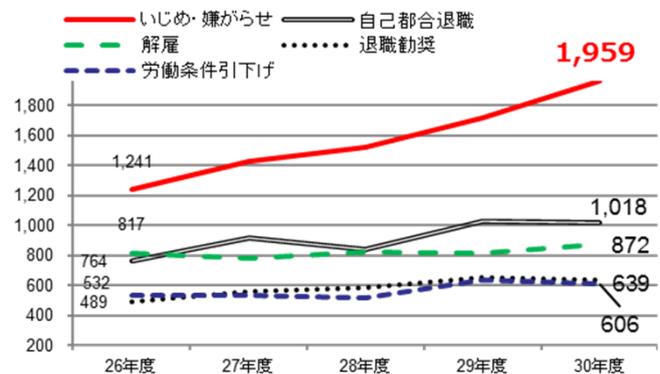
※令和2年6月1日より施行。中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務。

併せて、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント防止のための事業主の措置義務について、年間を通じて計画的に指導を行い、法の履行確保を図ります。

また、「ハラスメント撲滅月間」(12月)を中心に、集中的な広報や特別相談窓口の設置、説明会の開催等、職場におけるハラスメント撲滅の機運向上のための取組を行います。



民事上の個別労働紛争相談件数の推移



#### (2) 労働関係紛争の早期解決の促進

労働局及び労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」において、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応します。

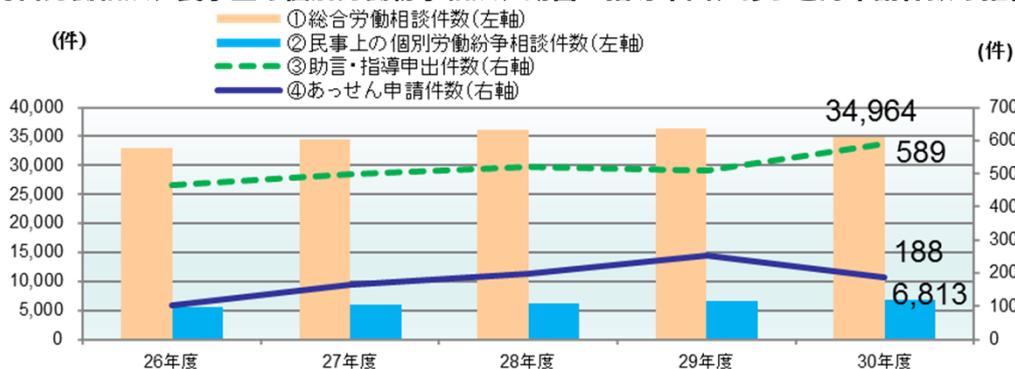
労働局長による助言・指導については、効果的に実施するとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応により、個別労働紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。

紛争調整委員会によるあっせんの様子



写真手前が紛争調整委員、奥が紛争当事者(労働者)、左が事務局

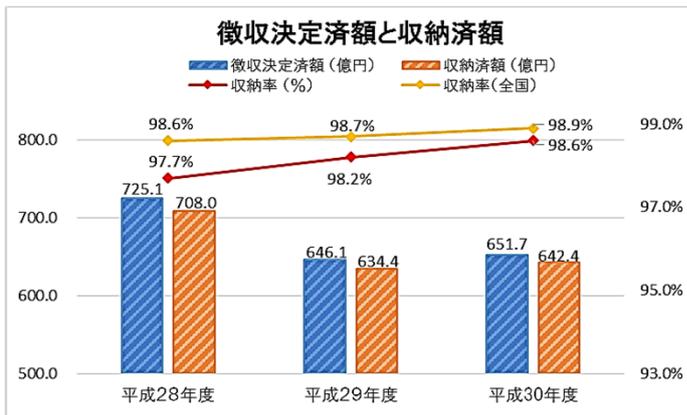
総合労働相談、民事上の個別労働紛争相談、助言・指導申出、あっせん申請件数の推移



# 労働保険適用徴収業務の適正な運営

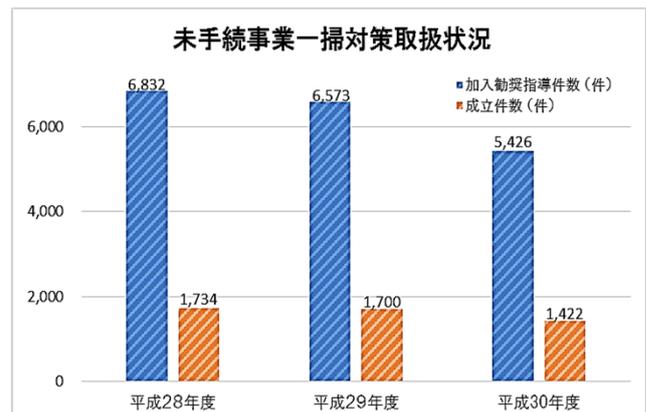
## 1. 労働保険料の適正徴収等

- (1) 事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令に基づく労働保険料を申告・納付するよう適切な指導に努めます。
- (2) 保険料収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督促等の徴収業務に積極的に取り組み、滞納事業主に対する財産差押え等、効果的かつ実効ある滞納整理を実施します。
- (3) 電子申請及び保険料の口座振替納付制度について、その利便性等の一層の周知を図り、利用促進に努めます。



## 2. 労働保険未手続事業一掃対策の推進

- (1) 労働者を雇用する全ての事業主の労働保険加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。
- (2) 他の行政機関等との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業所には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定等、強力に加入促進業務を実施します。
- (3) 行政改革推進会議での指摘に基づく「令和2年度までに平成27年度比未手続事業の2割削減」を計画的に取り組みます。



## 静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)一覧

### 静岡労働局

令和2年4月1日現在

	所 在 地	電 話 番 号
総務部	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50	静岡地方合同庁舎3階 054-254-6312
労働基準部		054-254-6313
雇用環境・均等室		静岡地方合同庁舎5階 054-252-5310
職業安定部		054-271-9960

### 労働基準監督署

	所 在 地	電 話 番 号
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎3階 055-986-9100
(下田駐在事務所)	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33	下田地方合同庁舎1階 (0558-22-0649)
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎4階 055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2	相川伝馬町ビル2階・3階 054-252-8165
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎3階 0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎4階 0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4	浜松合同庁舎8階 053-456-8151

### 公共職業安定所(ハローワーク)

	所 在 地	電 話 番 号
下田公共職業安定所	〒415-8509 下田市4-5-26	0558-22-0288
三島公共職業安定所	〒411-0033 三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎1階 055-980-1300
三島公共職業安定所 伊東出張所	〒414-0046 伊東市大原1-5-15	0557-37-2605
沼津公共職業安定所	〒410-0831 沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎1階・3階 055-931-0145
沼津公共職業安定所 御殿場出張所	〒412-0039 御殿場市かまど字水道1111	0550-82-0540
富士公共職業安定所	〒417-8609 富士市南町1-4	0545-51-2151
富士宮公共職業安定所	〒418-0031 富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128
清水公共職業安定所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15	清水合同庁舎1階 054-351-8609
静岡公共職業安定所	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1	054-238-8609
焼津公共職業安定所	〒425-0028 焼津市駅北1-6-22	054-628-5155
島田公共職業安定所	〒427-8509 島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎1階 0547-36-8609
島田公共職業安定所 榛原出張所	〒421-0421 牧之原市細江4138-1	0548-22-0148
掛川公共職業安定所	〒436-0073 掛川市金城71	0537-22-4185
磐田公共職業安定所	〒438-0086 磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎1階 0538-32-6181
浜松公共職業安定所	〒432-8537 浜松市中区浅田町50-2	053-541-8609
浜松公共職業安定所 細江出張所	〒431-1302 浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165
浜松公共職業安定所 浜北出張所	〒434-0037 浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233